

# 船舶インシデント調査報告書

平成31年3月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成30年11月9日 07時50分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町龍飛埼北北東方沖 龍飛埼灯台から真方位022° 4.5海里付近 (概位 北緯41° 19.7′ 東経140° 22.7′)
インシデントの概要	貨物船XIN YUAN98は、航行中、操舵機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年11月9日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 XIN YUAN98（ベリーズ籍）、1,989トン
船舶番号、船舶所有者等	8672316（IMO番号）、XINYUAN OCEAN SHIPPING LIMITED
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（ベリーズ発給）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約13m/s、視程 約7km 海象：波高 約3m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか13人（中華人民共和国籍10人、ミャンマー連邦共和国籍2人、ベトナム社会主義共和国籍1人）が乗り組み、龍飛埼北北東方沖をロシア連邦ウラジオストク港に向けて約3ノットの対地速力で航行中、舵機室から異音を生じた。</p> <p>機関長は、舵機室に入ったところ、操舵機（ラプソンスライド式）の‘ラムが摺動する両舷側にそれぞれ対称に配置された油圧シリンダのうち、右舷側のシリンダ’（以下「本件シリンダ」という。）の端部が破損しているのを認めた。</p> <p>本船は、機関長が他の乗組員と共に本件シリンダの修理を試みたものの、復旧できなかったため、海上保安庁に通報し、巡視船にえい航された後、タグボートに引き継がれ、北海道函館港中央ふ頭正面岸壁に着岸した。</p> <p>ラムは、油圧が働いて摺動することにより、ラダーチラーを介して舵を作動させていた。</p>
分析	本船は、操舵機を動かす本件シリンダの端部が破損して作動油が漏えいし、ラムに油圧が働かず、操舵機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、操舵機を動かす本件シリンダの端部が

	<p>破損して作動油が漏えいし、ラムに油圧が働かず、操舵機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操舵機は、日頃から見回りを行い、早期に異常個所を発見すること。</li></ul>